

令和4年第3回大玉村議会定例会会議録

第10日 令和4年9月15日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	安田 春好	健康福祉課長	後藤 隆
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和	総務課長補佐	渡辺 一樹
代表監査委員	甲野藤 健一		

4. 本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・表決

議案第52号 大玉村農業振興基金条例の制定について

議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 令和4年度大玉村一般会計補正予算について

議案第64号 令和4年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第65号 令和4年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第66号 令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第67号 令和4年度大玉村土地取得特別会計補正予算について

議案第68号 令和4年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第69号 令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第70号 令和4年度大玉村水道事業会計補正予算について
議案第71号 村道路線の認定について
議案第72号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
委員会付託事件（令和3年度歳入歳出決算認定議案）の委員会審査報告
委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第55号から議案第62号まで

- ①議案第55号 令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について
- ②議案第56号 令和3年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ③議案第57号 令和3年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- ④議案第58号 令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑤議案第59号 令和3年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑥議案第60号 令和3年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑦議案第61号 令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑧議案第62号 令和3年度大玉村水道事業会計決算認定について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第5号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」について

議員派遣の件について

閉会中の継続調査申出について

(1) 総務文教常任委員会

(2) 産業厚生常任委員会

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） なお、総務部長、押山正弘君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。本日、傍聴に遠藤勇雄さんがお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程に入る前に、議長から申し上げます。

9月9日の一般質問における本多保夫君の・・・「5字削除」の発言は、根拠が示されず不適切と認めますので、発言の取消しを命じます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 議事日程第1、議案第52号「大玉村農業振興基金条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） この農業振興基金の条例、これ多分、農業公社が、事業展開が始まりまして、その中で必要な基金の積立てを始めるということなんだと思いますが、伺いたいことは基金の使い勝手、それを具体的にどのような事業の場合に活用されるのか、また今回、この後の補正で、農業関連団体からの寄附が減少して2,000万の補正が計上されてございますが、今後、目標とする基金の積立額、それもお示してきましたら伺い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

農業振興基金条例を上程していただきました。これにつきましては、補正予算に2,000万の基金積立て、こちら合わせて計上させていただいておりますが、この減少の大部分を占めます1,373万3,710円につきましては、大玉村地域農業再生協議会、こちらにおいて、米の全量全袋検査を推進事業として行ってまいりましたが、全量全袋検査がモニタリング検査に移行し、さらに全量全袋検査に要した経費の東電の賠償による精算も完了したことから、村に地域農業の振興のためということで寄贈を受けたものでございます。これらを原資として、今回基金を創設するわけでございますけれども、具体的な使途といたしましては、先日、農業振興公社の事業等についてのアンケートも実施をさせていただきまして、方向性がある程度見えてきたのではないかと思いますので、これら今後展開していく事業、あるいはそれに必要

な機械設備、そういったときに、こちら基金を活用しながら実施を図っていきたいというふうな目的でございます。基金の積立ての目標額、これについては、特に現時点では定めてございません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第53号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） この条例改正の中の第2条ですか、該当する者以外の非常勤職員とありますが、これ、大玉村でこの条例、この第2条文に該当する職員の職種等分かりましたら、人数について確認しておきたい。

○議長（菊地利勝） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（渡辺一樹） 11番議員さんにお答えいたします。

ただいまの質問ですが、こちらに該当する職種につきましては、施設の管理員、体育館、ふれあいセンター等の管理並びに、あと学校給食配膳員ですか、こちら社会保険未加入短時間労働者、あと施設の清掃の作業員、こちらについてです。

人数については、ただいま申し訳ございません、把握しておりませんが、全てにおいて20名から30名の間と記憶してございます。

以上でございます。

○11番（押山義則） 分かりました。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第3、議案第54号「大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番(押山義則) この固定資産税の不均一課税に関する条例の改正の中で、この当該認定を受けた事業ですか、特例企業になりますが、これ、村内のこういった形でその事業所の状況把握といいますか、村内にその企業がどういう状況なのか、それを伺います。

○議長(菊地利勝) 税務課長。

○税務課長(菊地 健) 11番議員さんにお答えをさせていただきます。

当該条例の該当になる企業があるかというご質問でございますが、これにつきましては、地域再生法が大本の法律でございますので、福島県の地域再生計画という計画に基づいて該当するかどうかの判断になってきます。まず、この認定を受けている事業所につきましては、本村にはございません。

なお、福島県の地域再生計画につきましては、福島県全市町村を対象にしている事業でございますので、本内容につきましては、いわゆる本社の都市部からの機能移転、あとは地方にある本社の規模拡大、そういったものが事業の対象にされているものでありまして、今現在、東日本大震災以降、課税免除に該当しているのは、復興特法に基づく3者が該当しているだけでありまして、本条例に基づいて減免している事業所については、今現在ございません。

以上でございます。

○議長(菊地利勝) ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、議案第63号「令和4年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（押山義則） 何点か伺います。

まず、補正予算書の中で21ページ、今回、基金の積立てが2億6,000万円計上されています。これ、これで合計額は10億円を超えたと理解しておりますが、大玉村、重点施策を踏まえまして、これ、目標とする基金積立額がある程度ありましたら伺っておきます。幾らお金貯めるか、ちょっと気になる点がございますので、よろしくお願ひします。

それから、23ページ、この中で、国内外交流について成果報告の中でもございましたが、マチュピチュのサンタプロジェクト、今回は50万円の負担金であります。前回もちょっと質問したんですが、今回の50万円の負担金に伴うこの今回の全体計画の内容と、その50万円と計上されているこの金額のプロセスというか、どういう形で50万円なのか、そういった意味で何を求めている負担なのかということなんではありますが、これで、このマチュピチュサンタプロジェクト事業の今後の事業計画、今後ともまたずっと続くのか、その辺の考え方、計画の在り方を伺っておきます。

それから、39ページお願ひします。

林業の振興に要する経費の中で、委託料として、森林経営計画意向調査業務委託料308万9,000円がございまして、これ、どのような調査内容で対象山林はどのような形でこの調査対象とされているのか、できれば、この調査をしている委託業務先も伺っておきます。

それから、41ページの観光費の中で、観光レクリエーション施設、これ、アットホーム旧館の利活用のための基本構想の策定なんですが、50万円とこれ、何をされるのか、ちょっと50万円という金額でぴんとこない部分あるんですが、それを確認しておきます。

それから、同じくこのページの中で、名倉山の登山道整備、これ頂上直下の登山道の整備と伺っています。これ、境界が本宮市との境で微妙な地域のように理解してお

ります。今回の階段とか何か構造物の設置をされるなら、このきちんとした土地所有者のそれを明確にして、事業展開を進めていただきたい。それをされているのかということも含めて、伺い申し上げます。

それから、43ページをお願いします。

43ページの河川管理の中で、水路改修、これ設計、それから工事費、それから用地代270万円と計上されております。これ、雨ヶ沢の養魚場の跡地の整備と伺っていますが、この工事の必要性、どのような改修目的なのか、改めて確認しておきます。

それから、47ページの玉井小駐車場の整備、今回、2,000万円計上されております。これ、前もちょっと申し上げておりますが、玉井小学校の入り口の周辺環境整備、これをどのように考えていらっしゃるのか、今回はそれまでは含まれていないと伺っているんですが、これ校門の設置なども含めて考えられないのか、検討していただきたいということからの質問でございます。

それから、53ページ、災害復旧で1点、土地改良区施設補助690万円が計上されております。これ、伺いたいことは、全体事業費の概要とこの補助基準を明確にさせていただきたいということから伺い申し上げます。

それから、同じく災害復旧で、体育館の災害復旧、今回3,000万円でございますが、この内容確認とこの復旧程度、今回地方債を使つての災害復旧ということで伺っていますが、3,000万円ですでにどれだけの安心が保てるのか、その辺の理解といたしますか、確認する意味で伺っておきます。

以上、お願いします。

○議長（菊地利勝） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（渡辺一樹） 11番議員さんにお答えいたします。

ご質問にありました補正予算書21ページになります。

財政調整基金、今回の補正予算につきまして、地方財政法第7条の規定により、繰越金の2分の1を下らない額、こちら2億6,000万円、積立金として計上させていただきます。当初予算でありました財政調整基金取崩し、こちら8,000万円を減額いたしまして、ただいまの取崩しの予算額は1億4,000万円となっております。決算書に示されております基金残高に、今現在、9月末時点におきまして10億を突破いたしております。

それで、標準財政規模の10%から30%、標準財政規模の30%ですと、大体10億超えるくらいとなります。今後において、必要な施策、そういったものに対しまして補助先、補助金ですか、そちらのほうを探しまして、あと起債、借りられるものは交付税措置のある有利な起債、こちらのほうも探しております。その起債になじまないもの、補助対象外事業費、そちらについても必ず発生いたしますので、そういった場合に備えて、今現在10億を超えておりますが、この程度の基金残高で推移していこうという考え方でございます。

今後、新型コロナウイルス感染症対策費、そちら今、地方創生臨時交付金のほうを充当してございますが、そちらのほうも限りがございますので、もし大規模な今後充

当する事業等がございましたら、今後の補正予算において、また財政調整基金、取り崩す必要性があるかと思えます。そのときに備えて、今の規模、こちらのほうを10億程度、こちらのほうの考えでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11番議員さんにお答えいたします。

23ページ、国内外交流事業に要する経費の中のマチュピチュサンタプロジェクト負担金についてのご質問でございます。

まず、今回の全体計画ですが、昨年同様、ペルー共和国のマチュピチュ村のほうに渡航するというので、今回につきましては、今のところ12月、1月の2か月間渡航して、プロジェクトを実行するというふうに伺っております。

内容につきましては、子どもたちに文房具ですとか日本のお菓子を配る、あとは子ども用のサンタの衣装を配るというようなことを計画しているようです。

あと、50万円の根拠でございますが、昨年度につきましては、100万円の補正予算計上させていただきました。これは、KFB福島放送の大玉カントリーで行っております「ときまるカップ」というチャリティーコンペ、これのチャリティーを原資としておりまして、昨年度は、2か年分ということで50万円のそのチャリティーがありましたので、その倍というか同額を村のほうで負担したということでございまして、今年度につきましては、1年分のチャリティー、例年、1回開催しますと25万円程度のチャリティーが見込まれておりましたので、村としても同額ということで、今回50万円の計上をさせていただいております。

あと、今後の事業計画ですが、今年度、今回で2回目になります。このマチュピチュ村の観光大使である片山慈英士（ジェシー）さんにお伺いしますと、今のところ何年間続けるということは、確認はできませんでしたが、当面の間マチュピチュ村、またペルーのほうに恩返しをしたいということで、当面継続して実施したいというふうに考えているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 39ページ、林業の振興に要する経費の中で、12委託料、森林経営計画意向調査業務委託料の中身についてでございます。

対象となる山林でございますが、こちらにつきましては、民有林のうち人工林が対象でございます。どういったことをするかといいますと、こちらの所有者に対しまして、今後ここの森林をどのようにしていくか、経営計画等を組み効率的な作業を今後も続けていくのか、それとも手に負えないので村に一任したいとか、そういった内容を調査をするところでございます。こちらにつきましては、令和6年度から本格徴収されます国の森林譲与税、こちらのほうの今は準備期間でございまして、今、人工割と森林割、こちらのバランスについて、国のほうでこれから見直しを図りたいということでありますので、現時点での執行をなるべく進めるようにということで林野庁の

ほうから、そういった指示がございました。

また、こちら調査を実際する業者はどこになるかということですが、現時点ではまだ決定はしてございませんが、こちらの全体計画につきましては県北森林組合が行った経緯がございますので、そちらについてはそこを含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

41ページ、観光費の中の委託料、観光レクリエーション施設利活用基本構想策定業務委託料でございますが、補正として50万円計上させていただきました。

当該施設につきましては、職員のプロジェクトにおいて、将来の利用方法等についての提言がございましたが、これらを一度に進めるというのはなかなか難しいところでございますので、まずやれるところからやれる内容でということで、今回、このような予算を上げさせていただきました。

主に、本館の取扱いをどうするのか、あるいは接続するゲートボール場、そういったところで、例えばバーベキューハウス等の利活用ができないか、そういったことを軸にしながら、執行の部分も含めて進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、必要に応じて、年を追いまして、この構想を実現に移していくというふうな形で、全体的なものに向かって進めてまいりたいというふうに考えてございます。

工事請負費の名倉山登山道等の整備工事費であります。議員ご指摘のように、山頂直下がなかなか上りがつらいというふうなところもありまして、階段を設置したいというふうな内容でございます。この山頂付近につきましては、郡山方面の視界を広げるのに木を伐採した経過がありますが、その際にも本宮地区の林業関係団体、あるいは所有者と協議した経過もございますので、これらも行いながら、また境界等についてもしっかりと確認を行いながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

43ページ、河川管理に要する経費で、雨ヶ沢の水路改修の必要性とのご質問でございます。

まず、当該事業につきましては、養魚場の閉鎖を受けまして、地図上で途切れております雨ヶ沢の水路を復元するものであります。まずは、用地を取得しまして、百日川の合流部分まで水路の形状、または断面を確保する工事を行いたいと考えております。現在、雨ヶ沢から百日川へはパイプを通して合流させておりますが、このパイプでございますが、決して恒久的なものではなく、今後、パイプが詰まったりすると雨ヶ沢の上流の水は行き場を失ってしまいますので、これを機にしっかりと水路断面を確保したいと考えております。実際、8月3日のあの豪雨災では、このパイプでは飲み切れず、若干越流した跡が見られておりますので、急を要する工事ということで認識してございます。

続きまして、53ページでございます。

農地農業施設災害復旧に要する経費、土地改良施設の災害復旧関係の質問でございます。

まず、この補助金につきましては、令和4年3月16日の福島県沖地震によって、大山字大橋平地内の宅地用地が崩壊したことによりまして、大橋幹線水路が閉塞したという事案でございます。それに対する補助金を支出したいといったものでございます。その補助基準でございますが、大玉村土地改良事業等補助金交付要綱というのを制定してございますので、その要綱にのっとって支出するものでございます。この要綱では、調査測量設計費200万円かかるわけですが、100%村が持つ、またかんがい排水事業補助金としまして工事費700万円かかるんですが、そのうち70%が村が受け持つといったことで、70%、490万円ですね、200万円と490万円足し合わせまして690万円の補助金の内訳となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

47ページ、小学校の管理運営に要する経費の玉井小学校の駐車場の舗装工事の補正予算計上に係るご質問に対してお答えいたします。

こちら補正で計上させていただきましたのは、既存の採石敷の駐車場を舗装する工事費の計上でございます。

入り口の関係につきましてのご質問です。

現在、議員さんご存じのように、県道の流れの懸案でありました県道の歩道関係の事業が今進んでいる状況にあるかと思えます。それに伴って、あの入り口付近の改良がなされるのかどうかにつきましては、まだ未定で把握しておれない状況です。そういった状況も勘案しながら、入り口、今後設置というお話もございました。引き続き、この辺につきましては検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

53ページ、村民体育館の修繕工事関係なんですけれども、こちらにつきましては、設計会社のほうで事前に調査いたしております。その調査結果に基づきまして、今回工事の発注ということになるわけなんですけれども、その調査の結果で、今回につきましては破損した部分のみの修繕ということで、今のところ考えてございます。

西側のサッシ部分になりますけれども、全体的に修繕工事する場合ですと、5,000万円以上の金額がどうしてもかかってしまうということで、その場合、西側の部分を全体的に修繕して溶接等の補強をした場合に、今度、東側にも同じようなサッシが設置してございます。同程度の規模の地震が来た際に、今度はその東側が耐え切れずに破損してしまうおそれがあるというようなことで、お話もいただいております。また、完全に地震対策の強度を保つためには支柱の設置等も検

討していかなければならないということで、そうしますと、全体的にも億以上の金額がかかってしまうというふうなお話でございました。

今現在、財政係のほうで財政計画並びに生涯学習課のほうで教育施設の長寿命化計画なども策定中でございます。村民体育館、30年以上経過している体育館でございますので、そちらに大きな金額投資するよりは、将来的に建て替え等も含めて、計画の中に入れて検討していったほうがいいのではないかとということで考えておるところでございます。ということで、今回につきましては部分修繕のみということで、今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 答弁漏れないですね。11番。

○11番（押山義則） ご丁寧な説明、ありがとうございます。1点質問漏れしたので、重ねて伺い申し上げます。

51ページの金山古墳看板設置項目がございました。

これ今回、この金山古墳というものは実際、どこにこういう古墳があるのかというのをあまり理解していないんですが、古墳それぞれ、そんなに各地にあると思うんですが、なぜ、この金山古墳というのが今回、その看板の設置が必要になったのか、その動機ですか。それから、ほかの古墳の管理状況はどのようになっているのか、今回の金山古墳の看板設置の必要性と併せて確認しておきます。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 再度、11番議員さんにお答えいたします。

51ページの金山古墳の関係でございます。

こちらの金山古墳の場所なんですけれども、大山の宮下地区にございます。旧ファッションホンダの近くの古墳になります。

こちらの古墳につきましては、5世紀前半に造られたものということで、いろいろな書物には円墳というふうに書いてあるんですけれども、調査の結果、最近では前方後円墳という見方が強まっているようでございます。円筒埴輪や形象埴輪なども出土されておりまして、今回の看板設置につきましては、村内外の方に多く知っていただく機会になればということで、そちらのほう、古墳のほうの設置を考えてございます。金山古墳は、ほかの古墳もあそこら一帯の地域にございまして、その中の一つということで今回、金山古墳のほうに設置したいというふうに考えてございます。

あと、看板の設置につきましては、まず看板の名称と、あと古墳のほうの説明文につきましては、QRコードを看板に記載しまして、そちらを読み取って古墳のほうの説明をしていただきたいというふうに考えてございます。QRコードにする理由ですけれども、何か新しい発見だったり修正等があれば、その都度看板の修正をしなくてはいけないんですか、QRコードですと、根本となるものを修正すれば、常に新しい情報等を皆様にお伝えできるのかなというふうな考えでございます。

ほかの古墳につきましても、看板設置している古墳もございまして、設置していない古墳のほうが多分多いのかなというふうに感じておりますので、今後、財政等も協議しながら、こういった看板設置等を進めて、村民内外の皆様によく知ってい

ただく機会になればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 総務課関係のページ22から23の③肥料等々のこのことですが、田畑の区分、あるいは単価、概要説明で若干触れてもらったような気もするんですけども、これは単価を算出するには一定の基準があると思うんですけども、村で把握している台帳か何かに基づいて単価を算出して、そこに乗せてくるのかどうかということについてのお尋ねであります。

もう一点は、関連して同じようなことで、ページ36から37の農業振興のこれ、18ですか、負担金、これは県でやはり同じようなこの飼料関係も出てくるんですけども、これは項目も全く別に出ているので、当然別物で出すということになるんだろうと思います。

なお、1つ、この畜産関係の中でよく言われる、肥育の皆さんが使っているマルキンなどという制度があるんですよ。それは販売よりも飼っているときの乳牛が高くて大変だという方についてのその制度なんですけれども、そういうものも今回は、それらが考慮されたような状況になっているのかどうかということについて。

それから、もう一点、先ほど11番さんも質問された、この42ページの河川の件、雨ヶ沢、河川の用地を取得してというふうに課長さんおっしゃられましたが、ということは、前の事業者には土地、貸していたんじゃないかと売っちゃったということだね。売ったからこそ、また買い戻さなければならぬ。貸していたんならば、そのままもらえばいいんで。河川なくなっちゃったよという話ししたこのつながりだね、私、申し上げる。今の話はそうでしょう。だから、前の所有者には村の土地を売っちゃったということだね。だから、今度は買い戻さなくちゃ、そういうこと、貸すんじゃないかと。最初は、貸したような大分前の話ですけども、後藤村長の頃かな、そこら辺のことについて答弁を求めます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

23ページ、③の肥料・飼料・燃料高騰に要する経費の中身の内訳でございますが、こちら先ほどにありますとおり、まず肥料部分と、あと飼料部分と燃料高騰部分の3段階で考えてございます。

まず肥料、肥料と生産資材を含むんですが、こちらにつきましては、主に田んぼに水稻、主食用米を作付した方に対する補助が1反部当たり1,500円でございます。また、その他野菜を作付している方、こちら水田、畑にかかわらず野菜を作付してこれを出荷している人、この方に対しては、1反部当たり4,000円のこちら支援金ということにしてございます。

また、飼料の部分でございます。主に、これは畜産の方に関係するものでございますが、乳牛、肉牛、あと豚、それぞれ3種類ございまして、乳牛に関しましては1頭当たり2万円、肉牛、肥育繁殖含みますが、こちらに関しては1頭当たり1万

5,000円、豚に関しましては1頭当たり2,000円、こちらの支援金で支援をしていきたいというような内容でございます。

あとは、もう一つ、燃油高騰に関する部分、こちらに関しましては、施設園芸を営んでいる方のハウスの加温に要した燃料費、こちらに対する支援金ということで1リットル当たり10円、おおむね去年の令和3年10月から令和4年4月までに使った費用に関するこちらの分でございます。

こちらの中身の説明につきましては、以上でございます。

また、マルキンの話がございましたが、マルキンに関しましては、まず全部売ったときのことの部分でございまして、今回支援するのはあくまでも、畜産に関しましては育成している部分の費用でございますので、そちらのマルキンにつきましては、今回考慮してございません。

あとは、37ページ、農業振興に要する共通経費の18負担金の中に、肥料高騰緊急対策事業補助金というものがございます。こちらが709万2,000円でございますが、こちらは県のほうで出した制度でございまして、こちらについては、また全く別のものということで2つ、この両方該当する方がおおむね出てくるのかなということでございます。大体の方は、2つ、こちら支援金を受けられるというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 10番議員さんにお答えいたします。

ページ42から43、雨ヶ沢の水路改修工事に伴う用地の件のご質問でございます。

こちらにつきましては、まず有限会社大玉養魚場が昭和58年に村から用地を取得して経営なさっていたということでございます。現在は、養魚場の関係の身内の方、個人の所有名義となっております。そちらから水路を構築するために必要用地を購入したいといったものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8番。

○8番（武田悦子） まず、19ページの財政事務に要する経費の中の財政計画策定業務の委託料でございますが、この公共施設の修繕計画も含めた財政計画と伺いました。公共施設というのは、この計画の中ではどこまでを含めるのか伺います。

次に、23ページの上段、④農業用ため池放射性物質対策基礎調査委託料、この調査をする箇所ですね、これはどこなのか伺いたいと思います。

先ほど来ありました、同じページの肥料・飼料・燃油高騰に要する経費、これは、先ほどの説明ですと、燃油に際しては昨年10月から今年の4月分までという説明だったように聞こえましたが、それ夏の部分は使わないので該当はしないという考え方なんでしょうが、これからの分、冬に向かって、また冬を一冬という考え方、次はどうしていくのか、さらには水稲であるとかその他の部分の開始時期というのは、皆さんにお知らせをして、これからでしょうか、それはいつ頃から行う予定なのか伺い

ます。

あとは、これらの農業者事業者には様々な支援ございます。あとは、非課税世帯、今回も非課税世帯への商品券のお話もございました。ずっと予算書見ていくと、学校、小中学校、幼稚園、電気代、すごく今回も補正上がっていますね、電気代もすごく上がっている。燃油もすごく上がっている状況。このお仕事をされている方は、もちろんすごい負担多くなっているんですが、一般家庭でもすごく負担は多くなっていると思うんです。特に低所得世帯、高齢世帯、なかなか負担していくのが大変な状況になってきているのかなというふうにも思いますので、そういう皆さんへの支援というのはどのように検討されているのか、併せて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（渡辺一樹） 8番議員さんにお答えいたします。

補正予算書19ページになります。

財政計画策定業務委託料、その中で、今後10年間の公共施設の修繕計画を盛り込んだということなんですが、公共施設、こちらは、今現在では長部局並びに教育委員会所管の行政財産（建物）を想定してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 8番議員さんにお答えいたします。

23ページ上段にあります委託料、こちらの農業用ため池400万、箇所はどこなのかというご質問だと思います。箇所といたしましては、ため池放射性物質対策として農業用のため池7か所の基礎調査を予定しております。荒池、西ノ池、岩高池、鍔ヶ池、諸田池、重箱池、羽黒池の7つの池になります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

23ページ、13の新型コロナウイルス感染症対策費の②肥料・飼料・燃油高騰に要する経費の中のまず燃料、燃油施設の燃料の件でございますが、冬の燃油、これからの燃料代をどうするかということでございますが、こちらにつきましては、燃油価格の推移を見ながら、必要とあれば、また今後も第2弾ということは考えていきたいと、そのように考えております。

また、県の同様な制度とのこちらもありまして、こちらの開始時期というのは、こちらの県のほうの制度と一緒に発送して合理化が図れば、生産者の方の負担も少なくなるので、そういったこともちょっと考えてはいるんですが、県のほうの補助の開始の時期を鑑みながら、こちら開始時期を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

低所得者世帯、高齢世帯ということでのその援助ということでございます。今回、

27ページにございますとおり、物価高騰対応生活困窮世帯緊急対応給付金ということで、1世帯当たり1万円ということで予算化してございます。現在、新聞等の報道にありますとおり、国のほうで電気、ガス、食料品等の価格高騰緊急支援給付金ということで、現在計画されているようでございます。家計に影響が大きい低所得世帯、住民税の非課税世帯であったり、それと同等の家計急変世帯ということで、今計画されているようです。そちらの推移を見ながら、支援のほうに回っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 8番議員さんにお答えいたします。

現在、部長のほうからいろんな対策のお話ありました。これから現在、国においても6,800億程度の臨時交付金対策経費を考えているというふうな情報が入っております。その中身については、原油高騰等に伴う電気料の高騰、それらに対する経済対策というような形で、それ専用の形での臨時交付金を考えているというようなことが報道されておりますので、今後、そういうような形での一般村民も含めた対策がそれである程度取られるのかなというふうに考えているところであります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 1つ確認したいんですけれども、この27ページの非課税世帯への商品券、これはもちろん生保の世帯も対象になるんですよね。生保の世帯は、これは収入にカウントされなくていいんですよね、という部分を確認したいんですが。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

こちらの事業につきましては、令和3年度も実施しているもので、今回新たに、補助金の補助額が増加したということで新たにやっているものなんですけど、内容としましては、議員さんご指摘のとおり、生活保護の世帯のほうは県の補助が該当になりません。ということで、村単独で補助しているものなんですけど、収入認定になるかにつきましては、県のほうと協議して、ならぬような形でお願いしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。6番。

○6番（佐原佐百合） 1つだけ、お伺いします。

25ページ、村税の件です。

13使用料及び賃借料、軽自動車ワンストップサービス連携機能利用料、この内容についてお伺いします。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 6番議員さんにお答えをさせていただきます。

25ページの使用料及び賃借料、軽自動車ワンストップサービス連携機能利用料でございますが、これに関しましては、今の国税関係、エルタックスというものを使い

まして、どんどん電子での情報やり取りが進んでいるところでございます。この軽自動車ワンストップサービスにつきましては、当面、新車登録に限り電子データで連携されるという中身でございます。

なお、現状につきましては、軽自動車検査協会から従前どおり紙ベースで移動措置がなされまして、それを手入力でやっている。それを電子で連携するというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第64号「令和4年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、議案第65号「令和4年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、議案第66号「令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、議案第67号「令和4年度大玉村土地取得特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第9、議案第68号「令和4年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第69号「令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第11、議案第70号「令和4年度大玉村水道事業会計補正予

算について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） 今回の水道事業の中で、工事請負費で、第4水源の応急仮設工事について計上されてございます。これ、今後の冬場を迎えることになるんですが、本格復旧の時期はいつ頃、どういう手法でやられるのか伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

第4水源導水管の本復旧の時期ということでございますけれども、一般質問等でも申し上げましたように、災害復旧ですと、どうしても原型復旧に限られるということで、対災害性を高めるためにということで現在、協議を行っているところでございます。現在、それについて国からの回答を待っているところでございますけれども、事業のメニューによっては翌年度以降というふうな見通しも示されておりまして、村といたしましては、できるだけ早期の復旧が図れるよう、財源の確保と併せて、さらに協議、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第12、議案第71号「村道路線の認定について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第13、議案第72号「大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時15分といたします。

(午前11時01分)

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 再開いたします。

(午前11時15分)

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第14、議案第55号「令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第62号「令和3年度大玉村水道事業会計決算認定について」までを一括議題といたします。

これより付託した決算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6番。

○決算審査特別委員会委員長(佐原佐百合) 報告いたします。

決算審査特別委員会報告書。

議長の命により、決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました、令和3年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、9月9日に議場において決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会を設置して審査することとしました。

9月14日には決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑応答を行いました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

まず、総務文教分科会について報告します。

総務文教分科会においては、9月12日、13日に第2委員会室において全委員が出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、総務課課長補佐、政策推進課長、税務課長、教育総務課長、生涯学習課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

総務文教分科会では、令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入全般、歳出は総務部、出納室及び教育委員会の所管に関する決算並びに他の分科会の所管に属さない事項の決算について、令和3年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、令和3年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、総務部については、①AED（自動体外式除細動器）の設置は、突然の心肺停止から命を守る備えである。その効果を最大限に引き出すための適正配置と周知の徹底により、住民が使いやすい環境整備に努められたい。②コミュニティセンター助成事業における山ろく交流センター改築工事については、周辺住民の地域交流の拠点となる活用方法を検討し、利用促進に努められたい。また、今後、同様案件の事務遂行に当たっては、関係者間の意思疎通に十分配慮いただきたい。③定住促進対策事業を進め転入者が増加する中、行政区や組への参画が課題となっている。コミュニティの希薄化による地域衰退を防ぎ、活性化に向けた対策等を検討願いたい。

教育部については、①スクール・サポート・スタッフの配置については、教職員の単なる事務負担軽減だけでなく、子どもたちの学びや成長につながる仕組みとなるように学校側と十分な協議を行い検証しながら進めていただきたい。②生涯学習全般について、コロナ禍により事業の中止や規模縮小が続いている。一度途切れると再実施が難しくなることもあるので、この状況下でも実施可能な方法の検討と併せ、人と人のつながりによる生きがいや成長を念頭に、事業の実効性を高めてもらいたい。

以上のことを付け加え、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました、との報告がなされました。

次に、産業厚生分科会について報告します。

産業厚生分科会においては、令和3年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、9月12日、13日に第1委員会室において、全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長、住民生活課長、健康福祉課長、産業建設部長、産業課長、建設課長、環境保全課長、農業委員会事務局長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

産業厚生分科会では、令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する決算、令和3年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和3年度大玉村農業集落排水

事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和3年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、令和3年度大玉村水道事業会計決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、住民福祉部については、①チャイルドシートの計画的な更新を行い、適切な管理を行うこと。②消火栓や防火水槽などの消防施設について、点検を行い、計画を立てて修繕などの対応を行うこと。③新型コロナウイルス感染症の対策については、混乱が生じないように、個人の意思を尊重し行うこと。④居宅老人等の対策について、情報収集を行い、必要などころに必要なサービスを行えるようにすること。

産業建設部については、①原油高、肥料・飼料の高騰により、経営状況が深刻な産業全般について、経営者に寄り添った支援を行うこと。②農業振興公社が農業の下支えとなれるよう連携を密にし、各種施策を実施していくこと。③新型コロナウイルスは経済に大きな影響を与えており、収入の減少などによる生活困窮者に対して、様々な機関と連携を図り支援を行うこと。④（仮称）スマートインターチェンジについて、早期に計画を提示できるよう、より一層努力されること。⑤老朽化が著しい公営住宅等について、修繕計画を立て管理していくこと。⑥水道事業について、新たに水源地を確保するなど、災害に強い水道施設の構築を図ることとし、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました、との報告がなされました。

これら報告を受け、各分科会座長に対し質疑を行いました。

①山ろく交流センターの規約があるが、報告書の審査意見の「活用方法」を問う、②山ろく交流センターの議論は十分になされたかの質疑については、分科会では、地域の活性化につながる取組となるよう、関係者の意思疎通を図りながら進めることなどの意見が出され、十分な時間を要して議論したとの答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第55号から議案第62号までの令和3年度歳入歳出決算認定議案について、全委員一致をもって全議案とも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、決算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和4年9月15日

決算審査特別委員会委員長 佐原 佐百合

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

○議長（菊地利勝） ただいま決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、「議会の運営に関する基準」第97の規定に基づき、特別委員会委員長に対する質疑を省略することになっております。

質疑を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第15、議案第55号から議案第62号までの各議案について、
順次討論並びに採決を行います。

議案第55号「令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といた
します。

討論の申出により、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許します。4番。

○4番（本多保夫） ただいまの議案第55号に対しまして、反対討論を述べさせていた
だきたいと思えます。

まず、コミュニティ助成事業補助金関係でございますが、これは一般財団法人から
の交付金及び村からの補助金によりまして、3,500万円という助成金を使いまし
て、私もこの事業に対しては賛成したところではございます。ですが、この建築費用、
これは約2,800万円という巨額なお金になってございます。建物そのものは、約
26坪です。1坪当たり108万円かかっているということになります。一般の住宅
に比べましても約30万円から40万円ぐらいは高いんではないかと、その部分。

あとは、中身のいろんなことの説明は副村長のほうから受けましたので、それはそ
れで了解できますが、この2,800万円、建築費分、これは到底納得できる金額で
はございません。建築に当たっては、避難された方の仮設住宅の一部分を利用し建築
されたわけであって、むしろリサイクル的な面から言うと、その材木費は当然安くな
って私は当たり前かと思えます。使った分に対しては、どうのこうのは申しませんが、
その分を勘案してもあまりにも建築費の高さ、とても容認できるものではございませ
んで、私はこの部分に対しては反対させていただきます。

皆様のどうぞご理解をいただきますようお願いを申し上げ、私の反対討論とさせて
いただきます。何とぞご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 次に、原案に賛成者の討論を許します。11番。

○11番（押山義則） 11番、押山義則でございます。

ただいまの本多議員の令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討
論に対し、原案認定に賛成する賛成討論をいたします。

本多議員の指摘しておられる山ろく交流センターの建設については、陳情の採択に
始まり、その後当局の事業内容の説明に対し、建設地のことや地元負担の可否につい
て様々な意見がありましたが、地域の要望に応える形で地域の発展、コミュニティの
充実、利便性を第一と考え、議会として満場一致建設同意した事案案件であります。

村当局といたしましても、全額公費負担という地域の要望に応えるべく計画され、
村の負担を極力抑えるための使い勝手のよい補助金の充当など、諸条件をクリアすべ
く、地域の皆さんの理解、そして同意の下、完成に向け誠意努力してきたと理解して
おり、地域の期待に応え、立派に完成、完工できたこと、喜びとするところでありま
す。改めて、村当局に深い感謝を申し上げる次第でございます。

私個人の考えとしては、本多議員がこの案件の審議、または一般質問などで取り上げておられる施設の運営や管理の問題、それは事業展開とは別の問題であり、またこれまでの経過については、当局の説明、また委員会の報告などで十分理解でき、提案された事実の決算内容については何ら問題なく捉えております。

改めて、議員各位にこの決算認定に賛同されますようお願いしまして、私の賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） ほかに討論がないようですので、これで討論を打ち切ります。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菊地利勝） 起立多数です。

したがって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

議案第56号「令和3年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第57号「令和3年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第58号「令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第59号「令和3年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第60号「令和3年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第61号「令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第62号「令和3年度大玉村水道事業会計決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第16、請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。10番。

○総務文教常任委員会委員長(須藤軍蔵) 総務文教常任委員会報告書。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を審査するため、9月6日午後3時30分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため、教育総務課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について、慎重審議の上、採決を行った結果、賛成多数をもって採択とし、関係機関に対し、意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果を報告いたします。

令和4年9月15日

総務文教常任委員会委員長 須藤 軍蔵

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地利勝） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」について、議員派遣の件及び各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第5号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第5号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第1、議員発議5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」についてを上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。2番。

○2番（渡邊啓子） 議員発議第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」について

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月15日

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

提出者 大玉村議会議員 渡邊啓子

賛成者 大玉村議会議員 佐原吉太郎

提出先 復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

それでは案を朗読させていただきます。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から11年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和4年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、9億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から7年度までの5年間で新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、

特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和3年4月1日時点で約5千6百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和5年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和5年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和4年9月15日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊地利勝

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第5号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第5号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 追加日程第3、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、おのおの記載の事件の調査について、会議規則第75条の規定に基づき、お手元にお配りしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 以上で、今期定例会に付議されました議案の審査は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和4年第3回大玉村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午前11時54分)